

平成29年 第3回

とちぎ広域消防事務組合議会（定例会）

会 議 録

平成29年11月27日 開会

平成29年11月27日 閉会

とちぎ広域消防事務組合議会

議事日程

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | 議席の指定について |
| 第3 | | 会期の決定について |
| 第4 | 報告第4号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 第5 | 議案第11号 | 専決処分の報告並びに承認について（平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第2号）） |
| 第6 | 議案第12号 | 専決処分の報告並びに承認について（北海道市町村総合事務組合規約の変更について） |
| | 議案第13号 | 専決処分の報告並びに承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について） |
| | 議案第14号 | 専決処分の報告並びに承認について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について） |
| 第7 | 議案第15号 | 平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第3号） |
| 第8 | 議案第16号 | とかち広域消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第9 | 議案第17号 | 平成28年度とかち広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 議案第18号 | とかち広域消防事務組合公平委員会委員の選任について |

会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員（34名）

- | | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 守屋いつ子議員. | 2番 | 大野 晴美議員. | 3番 | 佐藤 和也議員. |
| 4番 | 加納 三司議員. | 5番 | 杉山 幸昭議員. | 6番 | 埴渕 賢治議員. |
| 7番 | 菊地 康雄議員. | 8番 | 西山 輝和議員. | 9番 | 加来 良明議員. |
| 10番 | 柴田 正博議員. | 11番 | 広瀬 重雄議員. | 12番 | 高橋 和雄議員. |
| 13番 | 松橋 昌和議員. | 15番 | 浜頭 勝議員. | 16番 | 堀田 成郎議員. |
| 17番 | 中橋 友子議員. | 18番 | 千葉 幹雄議員. | 20番 | 永田 憲議員. |
| 21番 | 田井 秀吉議員. | 22番 | 藤田 博規議員. | 23番 | 高橋 利勝議員. |
| 24番 | 方川 一郎議員. | 27番 | 宮川 寛議員. | 28番 | 田村 寛邦議員. |
| 29番 | 岡坂 忠志議員. | 30番 | 大林 愛慶議員. | 31番 | 清水 隆吉議員. |
| 32番 | 鈴木 正孝議員. | 33番 | 藤澤 昌隆議員. | 34番 | 西本 嘉伸議員. |
| 35番 | 大塚 徹議員. | 36番 | 富井 司郎議員. | 37番 | 稲葉 典昭議員. |
| 38番 | 小森 唯永議員. | | | | |
-

欠席議員（4名）

14番 鈴木 千秋議員、19番 芳滝 仁議員、25番 井脇 昌美議員、
26番 吉田 敏男議員。

出席説明員

組合長 米沢 則寿

副組合長 小野 信次、小林 康雄、竹中 貢、森田 匡彦、西山 猛、
勝井 勝丸、宮口 孝、高橋 正夫、野尻 秀隆、水澤 一廣、
田中 敬二。

代表監査委員 林 伸英。

消防局長 小田原秀幸、消防局次長 大石 健二、消防局次長 編田 浩也。

総務課長 長谷川耕三、消防課長 広川 浩嗣、救急救助課長 田中 弘樹。

情報指令課長 山本 学、予防課長 小野 修一、総務課長補佐 山田 典崇。

会計管理者 千葉 仁。

監査委員事務局長 柴田 裕、監査委員事務局次長 菊地 淳。

議会事務局

事務局長 山上 俊司、書記 滝沢 仁、書記 佐藤 淳。

書記 田中 彰、書記 西端 大輔、書記 竹村 尚樹。

書記 小原 啓佑、書記 高橋 均。

○ 小森 唯永 議長

ただいまから、平成29年第3回とちぎ広域消防事務組合議会定例会を開会いたします。

ここで、閉会中における議員の辞職許可についてご報告いたします。

去る6月2日、本別町議会から選出の林武議員より、議員を辞職したい旨の願い出があり、同日、これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

この度、新たに選出されました議員にかかる仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、事務局長に本日の議事日程などについて報告をさせます。

○ 山上 俊司 議会事務局長

報告いたします。

本日の出席議員は、34人であります。

欠席の届出は、14番鈴木千秋議員、19番芳滝仁議員、25番井脇昌美議員、26番吉田敏男議員からございました。

次に、今期定例会につきましては、組合長から、去る11月20日付けをもって、招集告示した旨の通知がありましたので、ただちに各議員あて通知いたしております。

また、同日付けをもって、組合長及び監査委員に対して、説明員の出席要求をいたしております。

次に、議案等の配付について申し上げます。

今期定例会に付議予定事件として受理しております平成28年度とちぎ広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか8件並びにとちぎ広域消防事務組合監査委員の意見書につきましては、11月20日付けをもって、各議員あて送付いたしております。

最後に、本日の議事日程であります。お手元に配付の議事日程表第1号により、ご了承いただきたいと思っております。

報告は以上であります。

-
- 小森 唯永 議長 日程第1
会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、15番浜頭勝議員及び16番堀田成郎議員を指名いたします。

-
- 小森 唯永 議長 日程第2
議席の指定を行います。
本件は、組合規約第5条及び第6条の規定により新たに選出されました議員にかかるものであります。
議員の議席は、議長において、お手元に配付の議席表のとおり、指定いたします。

-
- 小森 唯永 議長 日程第3
会期の決定についてを議題といたします。
おはかりいたします。
今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 　　ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

-
- 小森 唯永 議長 日程第4
報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたします。
ただちに、説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

-
- 米沢 則寿 組合長 報告第4号、専決処分の報告についてご説明いたします。
本案は、自動車運行上の事故にかかる損害賠償の額の決定に関するものであります。

事故の状況につきましては、本年6月7日、午後3時50分ごろ、帯広市西18条南2丁目11番地地先道道151号幕別帯広芽室線において、救急搬送のため東進していた芽室消防署の職員が運転の高規格救急自動車、緊急車両に進路を譲るため道路の左側に停車していたマイクロバスの右側を通過したところ、右サイドミラーに接触したものであります。

このため、相手方に物的損害が生じたので、その損害を賠償するため、専決処分をしたものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○ 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。
以上で、報告第4号を終わります。

○ 小森 唯永 議長 日程第5
議案第11号、専決処分の報告並びに承認についてを議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第11号、専決処分の報告並びに承認についてご説明いたします。

本案は、組合を被告として提起された損害賠償請求訴訟に関するものであります。

本件につきましては、池田消防署において原告職員に対し指導及び勤務の変更措置を行ったところ、不当に精神的苦痛を与える不法行為であるとして、組合に対して損害賠償請求が提起されたものであります。

組合といたしましては、今回の措置は組織管理上適当な指導及び措置であり、不法行為にあたらなことから、裁判において適正に対応できるよう訴訟に要する経費を専決処分したものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○ 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別になければ討論を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第16号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○ 小森 唯永 議長 日程第9
議案第17号、平成28年度とちち広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第17号、平成28年度とちち広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

平成28年度の決算につきましては、お手元の決算書のほか、監査委員の審査意見書に示されているとおりであります。以下その概要について、ご説明いたします。

平成28年度の予算の執行にあたりましては、引き

ございますが、この現状とですね、解消への見通しについて、お伺いするものでございます。

4つ目でございますが、消防力の整備は質と量。つまり具体的に言いますと、例えば消防車両について言えばですね、基準、指針に見合った台数確保と、これまで示してきた更新がされているか、ということでございます。運営計画を見ますと、導入後20年で車両更新するとした場合、21年以上経過した車両は79台、年平均16台を更新する必要がある、としているわけでございますが、28年度の車両更新は5台、運営計画で示した必要数を大きく下回っているわけでありまして。広域化を進めるにあたって、作成した運営計画は広域化になれば関係ない、そういう立場であるのか。この辺のことについてもお聞きをしておきたいというふうに思います。

5点目でございますが、広域化消防施設設備整備計画であります。各市町村が作成している施設と設備の整備計画を消防局がとりまとめ、広域化消防施設設備整備計画として実施し、負担は自賄いとしているわけでございます。新しい広域の消防力の基準、指針については、5年を目処に策定するとしていることから、それまでは、この整備計画に基づいた整備が行なわれることとなります。しかし、消防局のホームページを見ても整備計画が公開されていないわけでありまして、どのようなになっているのかお伺いをいたします。

6点目最後になります。28年度は5台の消防車両の更新が行なわれております。透明性、公平性を担保するため、指名委員会の設置を提案もしてきましたし、その後設置され、透明性、公平性の担保が一步前進したというふうに理解もしております。入札を行なうためには、仕様書の作成を行なうわけでございますが、何者と事前協議を行い、仕様書を作成しているのかお聞きをしておきたいと思っております。

○ 小森 唯永 議長 広川浩嗣消防局消防課長。

○ 広川 浩嗣 消防課長
私の方から、車両の更新の関係をご説明いたします。

運営計画においては、配置車両に対しまして、仮に20年で更新した場合、平均台数としまして、非常備車両も含めて16台というところで記載したところであります。平成28年度は、常備車両は小型車も含めまして8台更新しております。車両の更新については、自賄いで行なっている現状であり、それぞれ町ごとの年度ごとの全体の予算の範囲で検討されることから、当初の計画どおりに進んでいない部分もある状況であります。

次に、施設整備の公表できないのかという部分であります。各市町村の整備計画は、それぞれの町の考え方によりまして計画されております。財源の裏付けが決まったものではなく、広域前から公表はしていない状況であります。整備更新計画を持っている町もあれば、持っていない町もあることから、整備計画のみを公表することは、難しいと考えているところであります。

次に、仕様書の部分であります。消防車両の仕様書については、その車両の種別ごとに基本的に必要とされる装備は、ほぼ、同じであります。沿岸部、山間部、高速自動車道の有無、医療機関など地域性によって必要な資器材が異なる現状であります。水利環境によっても積載する積載水の量も変わってくるなど、車両自体の仕様も変わってきますので、それぞれの消防署の実情に応じた仕様としているところであります。現実的には、各消防署において、業者選定について一任しているところであります。各消防署については仕様書に定めた車両を製作できる業者は、数者あると伺っているところであります。私からの説明は以上でございます。

○ 小森 唯永 議長 山田典崇消防局総務課長補佐。

○ 山田 典崇 総務課長補佐

私の方から、決算の不用額の関係について、ご説明をさせていただきたいと思っております。平成28年度の歳出決算における約8,400万円の不用額の大半につきましては、ご指摘のとおり消防費の約2,900万

円、また職員費の約4,800万円となっておりでございます。

不用額の主な理由につきましては、まず、消防費では、大きな事業の中止等はありませんけれども、消防局費、また指令センター費のほか、19消防署の運営経費、これについては、それぞれの消防署で予算を執行しているというような状況でありますことから、この執行残の積み上げによってですね、不用額が生じている状況であります。この中身につきましては各所属においてですね、経費の節減などに努めた結果、主に庁舎維持に係る燃料費ですとか、光熱水費、こういった需用費などに不用額が生じた状況となっております。

また、職員費につきましては、700人近い職員の人件費となっておりますが、どうしても一定の不用額が生じてしまうといった面はございますが、主に退職などに伴う職員の入替えに伴います年齢構成の変動、また中途退職者の給与の未執行分、また共済費の負担率の変動による減、こういったもののほかですね、消防職場の特徴といたしまして、大きな災害に備えて、年度末まである程度の時間外手当などを確保しなければならぬといったこともありまして、こうした執行がなかった分、不用額となったものであります。この中では、主に職員手当と派遣職員の負担金ということで、大きく不用額が生じてございます。

次に、定数の関係についてもお答えさせていただきたいと思いますが、まず、組合の職員定数につきましては、とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例に規定されており、組合長の事務部局の職員が2人、消防局ですとか消防署に配置する消防職員が692人というふうになってございます。

これに対しまして、実員でありますけれども、事務局職員は平成28年、29年ともに2人と定数を満たしてございますけれども、消防職員につきましては、平成28年4月1日広域化スタート時点ではですね、687人、また平成29年4月1日ですけれども、再任用短時間勤務職員を2人で1人工というふうにみなしまして、689.5人というような状況でございましたが、今年度、年度途中で退職者と、その補充に伴う採用がございましたので、今日現在では、688.5人

というような状況となっております。以上でございます。

○ 小森 唯永 議長 長谷川耕三消防局総務課長。

○ 長谷川 耕三 総務課長

それでは、諸課題の今後の見通しということで、ご説明させていただきます。本年2月の組合議会でも、消防力の基準、勤務形態、給与や階級制度の統一など、広域化後5年間という目標を持ちながら、できるところから進めていく旨、説明させていただきましたところでございます。

このうち、給与制度につきましては、帯広市の制度を基本とする給与制度案と、平成31年度の新規採用職員から先行していく方向性につきまして、市町村間で確認できましたことから、今回、この状況を報告させていただきましたが、今後、細部の調整を行い、2月の組合議会では、給与条例の制定に係る議案の提出を予定してございます。既存職員につきましても、新制度への移行方法につきましても継続して検討、協議を進めるとともに、階級制度につきましても合わせて統一できますよう検討したいと考えてございます。

また、勤務形態につきましては、2部制への統一に向けて、消防力と並行いたしまして整理を進めていきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

一通りご答弁いただきました。不用額の関係ですが、広域消防の予算というのは、必要な歳出予算を執行するため、構成自治体から分担金として拠出を受けていると、こういう構成になっているわけです。それぞれ不用額の中身については、お聞きいたしました。本来、歳入歳出構造から考えると、不用額は自治体に返還されるべきものではないかというふうに思うわけですが、

その辺の考え方について、お聞きをしておきたいというふうに思います。

2つ目、職員数ですね。いずれの年も実員数という点では、定数割れということでございました。職員数は必要な事務事業を執行するために定数を条例で定めると、こういう仕組みになっているわけです。定数を実員数が満たしていないということは、現有職員の負担が増えている、若しくはですね、必要な住民サービスが行なわれていない、このどちらかというふうになるわけでございます。途中採用も含めてですね、この定数確保に最善を尽くすべきではないかというふうに思うわけですがいかがでしょうか。

3つ目ですが、統一という問題でございます。消防力の基準、勤務形態、給与制度、階級制度などですね、ほとんどが協議調整中、協議を進める、統一を進めたい、統一する方向性を市町村間で確認、などなどですね、見通しが立っているといふふうには聞こえませんでした。唯一、来年2月に条例提出ということが予定されているということで、給与条例案ですね、このことは理解しているわけですが、あと3年ちょっとということになるわけですが、諸課題の解消について本当にできるのでしょうか。見通しはどうなんでしょうか。改めてお聞きをしておきたいというふうに思っております。

4番目でございますが、消防力の整備ということでございます。消防車両に限ってお聞きいたしました。議決を受けたのが5台ということで5台とお聞きしましたけども、8台ですよ、というお話もございました。自賄いのため、計画どおり進んでいないということであつたわけですが、この運営計画と現状との乖離、これをどう考えるかということです。そしてその乖離の原因と打開の方向、つまり原因については自賄いのためという原因についてのお答えがあつたわけですが、じゃあ、この運営計画で示している方向性に対する打開の方向性については、全く触れられていなかったわけでございます。運営計画というのは、改めて言うまでもございませぬが、消防組織法の第34条に基づいて、これ、作られているわけでありまして、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画、こういうふうに位置付けられているわけでありですね、広域化

の前提となるものであるわけです。つまり、運営計画に責任が持てないということになるならば、広域化の前提が崩れることになるわけですね。そういう認識を持っているのか、その辺についても伺っておきたいと思います。

広域化消防の施設設備整備計画が、公開されていないということについて、理由があったわけですが、各市町村の持っている計画を局がまとめて一つにするというのが、これ、運営計画に書いてあることなんです。しかし、今の答弁を聞けば持っている所も、持っていない所もあって、まとめることはできない。こういうご答弁にあったわけです。言うまでもなく消防の責務は住民の生命、財産を守るということでございます。その責務を果たすために、消防力の基準、指針が定められているわけでございます。運営計画は、広域消防の新たな消防力の新たな基準、指針を策定するまでの間、各市町村が持っている整備計画をとりまとめると、そして、広域化施設設備整備計画を策定する。こういう流れになっているわけなんです。ホームページでは条例だとか規程に至るまで出てますし、計画という点ではですね、次世代法と女性活躍推進法に基づく特定事業主計画というところまで出ているわけなんです。ですから当然、消防局としてやらなければいけないのは、各自治体が持っているですね、この整備計画をとりまとめて、不足している分には補充してですね、この広域消防としての設備施設の整備計画を設置をして、住民の前に明らかにしていくことが必要だというふうに思うわけなんです。この辺についても、伺いをしておきたいというふうに思います。

仕様書の関係ですが、これもですね、それぞれの自治体の特性があって、実情に応じ各消防署に一任しているというご答弁でございました。当然実情に応じて作っていかなければいけない。事前に仕様書を作るにあたって業者とですね、事前協議を行なって、仕様書を作るという仕組みになっているわけですね。そのこと自体に対する是非の考え方も色々ありますよ。しかしそういうふうになっていくとゆうことなわけですね。そうしますと、私が色々聞いた中では3、4者と事前協議をやって仕様書を作っているというところもありますし、1者と事前協議を行なって仕様書を作っ

ているという、様々、まちまちと言いますかね、そういう状況にあるわけでございます。特定の業者との仕様書作成となってくると、これ随意契約に近い実態となりですね、結果的に高い落札金になりかねない危険も危惧されるわけでございます。自賄いだとしてもですね、1つの組織の中でございますから、統一した入札方法に統一していくということが必要ではないかと思いますが、この辺の考え方についてもお聞きをしておきます。

○ 小森 唯永 議長 山田典崇消防局総務課長補佐。

○ 山田 典崇 総務課長補佐

私の方から、まず、繰越金、剰余金の処理の関係についてお答えさせていただきたいと思えます。まず、今年度、平成28年度決算で生じた繰越金については、今年度、現年度の収入となりますので、今年度中に必要に応じて補正財源として取扱う予定であります。

また、補正財源として充当しなかった分につきましては、次年度の当初予算においてですね、前年度繰越金という形で所要額を計上いたしまして、その財源充当分について、構成市町村の分担金を減額するといった形で調整していきたいというふうに考えてございます。

なお、市町村におきましては、地方財政法の規定によってですね、決算上生じた剰余金について、積立等のある一定の規制があるわけでありまして、構成市町村の分担金で運営する一部事務組合につきましては、剰余金が生じたと考える必要はないとされてございまして、分担金の調整などで、構成市町村へ戻すなどの措置を講ずれば良いものとされているところでございます。私の方からは、以上でございます。

○ 小森 唯永 議長 長谷川耕三消防局総務課長。

○ 長谷川 耕三 総務課長

それでは、消防職員の定数の関係で説明させていただきます。現在の消防職員の定数692人になってございます。消防局の配置職員68人以外は、消防署に勤務する職員となっており、広域化にあたり、各市町村や消防署から報告を受けた人数を合算したものであり、消防署ごとの定数については、基本的には、広域前の体制が引き継がれているものと承知しております。

現在、一部の消防署で定数を満たしていない状況であります。年度途中の退職者もございます。消防署の職員の配置、採用につきましては、自賄い方式のため、各市町村の判断で決定されております。退職者の補充のほか、当該年度における事業量、長期の消防学校派遣の有無、財政状況など、様々な状況から総合的に判断され、現時点では、定数の上限まで充足していない消防もあるという状況になってございます。

それと、もう1点ですが、諸課題の具体的なスケジュールというお話でございますが、諸課題の解決に向けたスケジュールにつきましては、本年2月組合議会でもご説明してございます。それで、運営計画でお示した基本的な考え方と変わるものではございませんが、消防力の基準、勤務形態、給与や階級制度の統一など、広域化5年時までに整理するものを中期的な課題、自賄い解消については、長期的な課題と捉え、できる限り早期に進めていく考えでございます。説明は以上でございます。

○ 小森 唯永 議長 広川浩嗣消防局消防課長。

○ 広川 浩嗣 消防課長

私の方から、消防力の今後の方向性というところがありますが、現在消防力を維持すること、現在の消防力については、十勝全体で維持することを基本とし、効率的な部隊運用を図るため、作業を進めている状況であります。現在、統一基準の骨格となるたたき台を作成するため、各消防署の事務レベルで協議、調整中であります。共通で整備するものについては、市町村の同意を得なければならないことから、事務レベルで確認できしだい協議を進める予定となっております。

次に、整備計画等を住民に明らかに公表していくべきではないかという部分ではありますが、運営計画においては、消防局が各市町村の整備計画を取りまとめ、必要な調整を行った後、広域化消防施設設備整備計画を策定することとしておりますが、各市町村の整備計画は、車両を例に挙げますと、更新目安から導き出された年度毎の整備目標であり、財源の裏付けとは別次元で策定されております。

当然、各年度における財政部局との調整により、実施されるもの、先送りされるもの、前倒しされるものなど、その内容は変わっていくことから、これを公開することにより、地域住民に対し、組合がなんらかの意思決定をしたものであるかのような誤解や憶測を与える恐れがあるため、慎重に取り扱う必要があると考えているところであります。

次に、仕様書の部分ではありますが、仕様書の作成にあたり、統一するべきとは認識はしております。ただ、参考見積といえども見積は複数の業者から徴収するものとの認識もしているところであります。ただ、現在のところ、各構成市町村の負担において、当該車両の整備にかかる予算が編成されることから、参考見積を聴取する業者の選定は、各消防署に一任している状況でありますので、統一という部分では、現時点ではされていない状況であります。説明は以上でございます。

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

不用額と次年度繰越金については、歳入分担金の中で調整するというところでございまして、わかりました。

職員数でございますが、これ、6消防本部の時の消防力の基準ですね、これの合計数が1,018名なんですね。充足率が67%、これは出ている数字だったわけですね。それで、広域化によって本部機能が統合されることによって、21名ですね、そこで余剰人員が出ると、それを消防力の強化に使っていくんだという説明がされていたわけです。単純に考えますとね、基準数1,018から21名を引くと997名になる

んですよ。しかし、広域化してからの定数は、先程、答弁があったように692名、更に、今の答弁の中で、これはそれぞれの現有を基準として出している、ということなんですね。ですから、その定数を下回るというふうにはならないわけですよ。しかも、今、新たな基準を作成しているということで、消防力の基準が定められていないわけですから、新しい消防のですね、広域消防のそういった中で、やはり、この定数をきっちり確保するという点について、局としての考え方を持って、対処すべきだというふうに考えます。

それから、5年間での諸課題の解消という点ですけども、5年間で統一するという点では、正直に言って本当かなという気持ちが湧いて来るご答弁でございました。つまり具体的に何をどうするかということがですね、整理されていない、答弁の中に現れていないということなんですね。住民の生命、身体、財産を守るというこの責務を果たすためにもですね、効率的、効果的な消防体制の強化、充実が不可欠と、こういったことで、広域消防を設立してきたわけですね。繰り返す、そういう説明をしていたわけです。真の統一ができれば広域消防の目的を果たすことはできないんですね。様々な課題の解消を行ってから広域化を、という議論も広域前にあったわけですけども、しかし、広域化後、統一するという点で運営計画を定めてきているわけですから、その責任、その決定に責任を持って推進していただきたいと改めて申し上げておきたいと思っております。

消防力の整備、今日は車両の更新ということで、お聞きもしたわけですが、年16台の必要に対して、8台というお話があったわけです。しかし、運営計画はですね、これ、作った時点で年16台と言っているんですよ。5年後、つまりあと3年後には、更に68台が増えて、それを含めると、年間29台の更新になるわけですよ。そこまで考えますとね。5年後、つまり3年後ですよ。そういうハードルが高くなっていくんですよ更に。それが、今の更新状況ではですね、さて、残された3年間で、どうするのでしょうか、ということになるわけです。それを進めるのが、広域化消防の施設設備整備計画というふうになるわけですね。ここができれば、消防の責任が、はたして果たさ

れるのか。これまでの説明から順番に考えていくとそういう流れになるんですよ。そうした時に答弁にあったようにですね、計画であって、財源の裏付けがないんだと、だから、混乱を招くから出さないんだと。これはね、憲法、地方自治法が定めているですね、この情報公開という観点から見るとですね、まるで逆行した考え方ですよ。先程申し上げたようにですね、消防局のホームページには、計画も出されているのもあるんですよ。特定事業主計画こういったのを作りましたとアップしているわけですよ。計画については、基本的には、公開するのは当然の原則なんですよ。しかも、今、例規集の公開はもちろんやっていますけども、条例のみならず、規則から規程に至るまで、局のホームページだって規程に至るまで全部公開しているでしょ。それが今、社会の流れだし、求められている課題なんですよ。できないのであれば、できるものを作って、そこに責任を負わなければ、誰が消防力の整備に対して責任を持つんだとなるわけじゃないですか。計画は示しません。チェックすることはできません。ということでは、特別地方公共団体としての責務を果たすことにはならないのではないかと、というふうに思うわけでありませう。

入札の方法についても同じですね。やはり、一つの組織であるわけですから、明日からとは言いませんけども、統一した基準を持って進めていくというのは、当然のことだというふうに思っております。

これらに対する所見をまとめてですね、お伺いをして3回目になりますから、全ての質問を終わります。

○ 小森 唯永 議長 大石健二消防局次長。

○ 大石 健二 消防局次長

ただいま、議員の方から、色々ご質問があったところなんですけれども、まず職員の管理につきましては、消防局としてもですね、毎年度、各町村と協議をした中で、定数の部分については、管理をしているところでございますけれども、今回の決算の中でも、約60億の決算のうち、職員に占める割合が50億と、8割

を超える額が職員にかかる経費となっており、この辺についてはですね、各市町村の理解も必要と考えてございます。消防局としましては、トータルで見ますと、定数に満たない状況にはありますけども、管内の消防署についてはですね、消防団との連携の中で火災戦闘、救急活動等を行ってございまして、管内の消防力が著しく低下している状況にはないものと判断してございますけども、議員のご質問にありますように、定数を満たす努力、これは局としても続けていかなければならないと考えておりますし、また、十勝の消防力のあり方についても、しっかり協議をしておりますね、示せる時期が来ましたら、その時期にしっかり示して、ご議論いただきたいと思いますと考えてございます。

○ 小森 唯永 議長 ほかに。17番中橋友子議員。

○ 17番 中橋 友子 議員

ただいまの質問のやりとりを聞いていて、感ずるところなんですけれども、ちょうど、この広域消防をスタートして1年8か月ということで、様々な違いは、5年を目処にという思いで議会に臨んで参りました。ご答弁を聞いている中では、その5年というのが、だんだん遠のいていくような感じが消防力にしても、定員数にしても、それぞれの自治体の財政ということであれば、これはもうそこで、それ以上の解決先が見えてこないんじゃないかという感じがいたしました。そこでですね、今回は、給与制度の統一に関わる資料をいただきましたけれども、こういった形で一つひとつの課題について、いつまでに、どのような目標を持ってやっていくんだ、というものを示していただければ、まだ全体の消防力、この広域消防としての責任を持った対応になっていくのかなと思いました。そこで、こういった具体的な計画を持って、機会あるときに、次回でも結構ですが、示していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 小森 唯永 議長 大石健二消防局次長。

○ 大石 健二 消防局次長

自賄いの解消の部分についてですね、各項目ございますけども、広域化前の議論においては、当面、自賄いの方式を継続するというので、消防力、勤務体制、給与、階級については、5年を目処に議論をするということで、スタートさせていただいたところでございます。昨年4月、運用開始以降ですね、組合としてもですね、各検討組織において精力的にこれはですね、検討してきてございます。本年度につきましても、先程、議員協議会の中でですね、給与制度の統一ということで、中間報告させていただきましたけども、これについても各市町村の首長を中心にですね、精力的に検討を重ねて、今回、それぞれの市町村のご理解をいただいて、方向性を示せたというふうに考えてございます。自賄いに係る諸課題についての具体的なスケジュールというか、タイムスケジュールを出すべきだというようなお話でございますけども、まだ、そこまでの協議に至っていない部分も多々ありますので、現時点で、報告できるような状況にはございませんけども、今後、構成市町村との協議の中でも、そういった部分についても検討させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

○ 小森 唯永 議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかになければ、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別になければ討論を終わります。

これから、採決を行います。

おはかりいたします。

議案第17号については、これを認定することにご

異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第17号は、認定されました。
-

- 小森 唯永 議長 日程第10
議案第18号、とちぎ広域消防事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第18号、とちぎ広域消防事務組合公平委員会委員の選任について、ご説明いたします。
本案は、来る11月30日付で辞職いたします松島勝己氏の後任に帯広市公平委員会委員の飯田芳一氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を得ようとするものであります。
よろしくご同意賜りますようお願いいたします。
-

- 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第18号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第18号は、同意することに決定いたしました。
-

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小森 唯永

議 員 浜頭 勝

議 員 堀田 成郎